

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 6 年 3 月 2 2 日

奄美市農業委員会

第 3 回定例総会議事録

署名委員 栄 和 正

署名委員 山田 正修

## 奄美市農業委員会第3回定例総会議事録

1. 招集日時 令和6年3月22日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
		10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	柴 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園 三十昭
7	里 義文		
8	野崎 清志	16	中棚 昭三十

4. 欠席委員 2名

2番 泉 義昭 15番 大瀬 昭信

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利支所主幹	竹山 和幸
住用会計任用職員	朝井 光徳		

6. 報告事項

・特になし

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第16号 非農地の認定について
- 議案第17号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定の合意解約)の決定について
- 議案第18号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第19号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は14人、欠席者は2人で総会は成立いたしました。

これから、令和6年第3回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第1》

「会議録署名委員の指名」を行います。

本総会の会議録署名委員には、11番 栄 委員と 12番山田 委員のお二人を指名いたします。

《日程第2》

「会期の決定」を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第14号から議案第19号までの6件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《日程第3》

「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請、No.6～No.10について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第14号、3条許可申請について

1ページをお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は5件で売買が2件、贈与が3件の申請  
ございます。

2ページをお開き下さい。

NO.6は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字神屋の4筆の農地の申請で  
す。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の4筆の農地の合計面積は1,426㎡で贈与による所有権移転  
の申請となります。

また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であり、営農計画書も提  
出されております。

21ページをお開き下さい。

NO.7は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字山間の1筆の農地の申請で  
す。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,194㎡で贈与による申請となります。

また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であり、営農計画書も提  
出されております。

33ページをお開き下さい。

NO.8は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字西仲勝の1筆の農地の申請で  
す。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は449㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、野菜を栽培する予定であり、営農計画書も提出さ  
れております。

45ページをお開き下さい。

NO. 9は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字山間の1筆の農地の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は380㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

また、譲受人につきましては宇検村湯湾の出身の方で所有地の農地の面積につきましては奄美市には保有していないため、宇検村農業委員会に確認をとれ、樹園地として農地台帳に記載されているとのことでした。

農地の管理につきましても営農計画書で年10万円の販売と記入されておりますが、これについては宇検村農業委員の報告によりますと樹園地に植栽されているタンカンはまだ幼木であることでした。

57ページをお開き下さい。

NO. 10は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字喜瀬の1筆の農地の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は577㎡で贈与による申請となります。

また、農地取得後は、野菜を栽培する予定であります。

以上5件でございます。

議長

(岸田 会長)

それではNo.6から順次、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次調査報告お願いいたします。

4番

(榮 委員) 譲受人についての説明

農地法3条によるNo.6の案件について調査報告を行います。

3月18日月曜日、午後2時に譲受人、住用支所の朝井さん、私の3人にて当該農地において申請内容の確認作業を行いました。

譲受人と譲渡人が叔父と甥の親類の関係性であり申請書に記載された所在、地番、面積、贈与における所有権の移転等、申請内容に相違ない事を確認いたしました。

1 2 番	<p>(山田 委員) 譲渡人についての説明  議案 1 4 号農地法第 3 条の規定による No. 6 についての調査報告を致します。  譲渡人と 3 月 1 8 日午前 9 時 5 0 分頃、電話にて聞き取りを致しました。  申請人の譲渡人、譲受人ともに記載通りです。  土地の所在等も記載通り、奄美市住用町神屋下田の土地 4 筆、合計 1, 4 2 6 m<sup>2</sup>で記載通りです。  譲受人は姪御さんのご主人で、農業をしてみたいとの希望があり、当該農地は自分が持っていても手が行き届かずに荒らされるよりは譲受人に譲った方が良いと判断し、贈与としたようです。  以上、調査報告終わります。  ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
4 番	<p>(榮 委員) 土地についての説明  農地の状況報告を行います。  現況は雑木、竹等が茂り整地には重機等を使用した作業が必要と思われる、本人にその点を確認したところ、その段取りを得た上でタンカンを植樹するとの事でした。  尚、農地法第 3 条の調査書につきましては、  農地法第 3 条の調査書、第 2 項 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号につきましては別紙のとおりですので報告致します。  皆様のご審議をお願いします</p>
4 番	<p>(榮 委員) 譲受人についての説明  農地法 3 条による No. 7 の案件について調査報告を行います。  3 月 1 8 日月曜日、午前 1 1 時 3 0 分、当該現地において申請内容の確認を行いました。  譲渡人、譲受人の関係性は同じ集落出身と言う事であり、申請書に記載された農地の所在、地番、面積等を確認したところ贈与による所有権の移転という契約内容ではなく譲渡人、譲受人の双方合意による農地交換という契約内容でした。</p>
4 番	<p>(榮 委員) 譲渡人についての説明  譲渡人に確認してところ旦那さんが携帯電話に出られ双方合意の上での農地交換申請ですとのことでした。</p>
4 番	<p>(榮 委員) 土地についての説明  当該農地は両側が盛土造成された農地に挟まれ排水の便が悪い状況下であり高さを均一にする必要性があるかと思われました。  尚、農地法第 3 条の調査書につきましては第 2 項 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号につきましては別紙のとおりですので報告致します。  皆様のご審議をお願いします</p>

1 2 番	<p>(山田 委員) 譲受人についての説明</p> <p>議案第 1 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請書、No. 8 の件について報告いたします。</p> <p>譲受人へ 3 月 1 7 日、午後 6 時 3 0 分に電話がやっと通じまして、お話しをお聞きいたしました。</p> <p>この方は、この地区の農地購入の件で 2 度お会いしてお話しを伺っています。土地を購入したいきさつは、譲渡人は普段からの農業の仲間を買って欲しいとの話があり購入にいたったようです。</p> <p>土地の所在は奄美市名瀬西仲勝増里、面積は〇〇㎡で対価が〇〇円で間違いありません。</p> <p>譲受人は 4 0 年も農業をされている方でこの地区で数か所農地を所有し、使用されている方なので問題ないと思います。</p>
3 番	<p>(日高 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>3 月 1 9 日午前 1 0 時、岸田会長、高山推進員同行のもと譲渡人のご自宅にて譲渡人、娘に聞き取り調査を行いました。</p> <p>譲渡人は 1 0 0 歳ではあるが大変お元気で、当該農地で毎日農作業に励まれているとのことでした。</p> <p>ただ、ご高齢のため、元気なうちに資産整理をしたいという希望で知人である譲受人へ譲ることになったそうです。</p> <p>所在、面積、対価は申請とおりであります。</p> <p>所有権が移転した後も元気なうちは譲受人と一緒に農作業は続けたいとの事でした。</p>
3 番	<p>(日高 委員) 土地についての説明</p> <p>同日、午前 1 1 時に現地調査しました。</p> <p>全面、耕作されており野菜が数種類植えてありました。</p> <p>引き続き、農地として継続できる状態で問題はないと思います。</p> <p>農地法第 3 条の調査書につきましては第 2 項 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号につきましては別紙のとおりですので報告致します。</p> <p>皆様のご審議をお願いします</p>
1 2 番	<p>(山田 委員) 譲受人についての説明</p> <p>議案 1 4 号、農地法第 3 条の規定による No. 9 についての調査報告を致します。</p> <p>譲受人の申請に記載されている連絡先へ 5 ～ 6 度電話をかけても通じなく事務所へ頼んだり、代理人へ頼んだりしまして 3 月 1 8 午後 5 時 3 0 分頃電話がかかってきましたので聞き取りを致しました。</p> <p>土地の所在等は、奄美市住用町山間字戸玉の土地で〇〇㎡、対価が〇〇円、地目は畑、記載通りです。</p> <p>譲受人は〇〇で農業をされていますので農業をすることについては問題ないと思います。</p> <p>現在、所有している〇〇の農地でタンカンを作っています。</p> <p>5 5 ページの営農計画書の現在の経営状況及び年間販売高のところで、</p>



	<p>年間、〇〇円は少なくないですかと尋ねました。ご自分で会社を経営していますので、大半は取引先への贈答用として使用していますとのことでした。</p> <p>当該土地へのタンカンを20本ほど植えたいとのことでした。</p> <p>この土地は家が建っていた土地なので整地が必要なようです。</p> <p>整地のために必要な機材は所有しています。家が建っていて地目は畑です。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 住用</p>	<p>(朝井 任用職員) 譲渡人についての説明</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.9について、譲渡人の調査報告を致します。</p> <p>譲渡人は鹿児島市にお住まいですので3月13日水曜日午前9時35分頃に電話にてご本人にお話しを聞くことができました。</p> <p>土地の所在地、及び権利の設定等に係る対価記載内容に間違いのないとのことでした。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>4番</p>	<p>(榮 委員) 土地についての説明</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.9の農地報告を行います。3月18日月曜日午前10時30分支所の朝井さん、私の2人にて現地確認を行いました。</p> <p>当地は戸玉集落に在り、以前は地目変更が行われないうまにブロック壁と家屋が建てられ現在は朽ちたトタン屋根を残した廃屋が残骸化し雑草、樹木が茂っておりました。市道沿いの農地は軽い草刈りを行えばタンカン植樹は可能ですが残りの農地は廃屋の残骸処理、樹木の抜根作業等、大掛かりな整地が必要かと思われました。</p> <p>尚、農地法第3条の調査書につきましては第2項1号、第2項第4号、第2項第7号につきましては別紙のとおりですので報告致します。</p> <p>皆様のご審議をお願いします</p> <p>以上です。</p>
<p>12番</p>	<p>(朝 委員) 譲受人についての説明</p> <p>議案14号の農地法第3条の規定による許可申請書No.10の譲受人と譲渡人及び、土地について調査報告を致します。</p> <p>3月18日午前9時頃、申請地にて本人から話しを伺いました。</p> <p>譲受人は申請地の傍で野菜を栽培しております。譲渡人と譲受人は兄弟であり、申請地は譲受人が耕作しており、贈与での移転ということでした。</p> <p>又、申請書のとおり間違いはありませんとのことでした。</p>
<p>12番</p>	<p>(朝 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>3月18日午前9時頃、自宅を訪問し本人から話しを伺いました。</p>

	<p>兄弟間の贈与での移転であり、申請書のとおり間違いありませんとのことでした。</p>
1 2 番	<p>(朝 委員) 土地についての説明  3月18日午前9時頃から、竹山主幹、前田推進員、譲受人で現地を確認しました。  62ページと64ページをご覧ください。申請地は譲受人の住宅と隣接しており公募上は田ですが現況は畑で譲受人がニンニクを栽培していました。申請地の西側周辺は田ですが、ほとんどが休耕地です。  農地法第3条の調査書につきましては第2項1号、第2項第4号、第2項第7号につきましては別紙のとおりですので報告致します。  皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(岸田 会長)  それではNo.6から順次、質疑に入ります。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
7 番	<p>(里 委員)  No.6について伺います。  6ページをご覧ください。  自作地もないにもかかわらず年間従事日数が200日となっていますが、〇〇司法書士の委任されたNo.6、No.7、No.8の申請書の年間従事日数が全部200日になっているということはどういうことなのでしょうか。書類を同じものにつけまわししているようにしか思えないのですが</p>
4 番	<p>(榮 委員)  書類制作上こういった日数を記入していると思うのですが、私が本人と話ししたときに基本的に建設会社で働いていて役勝集落でタンカンを作りたいと言う事で従事日数の基準とかあるのでしょうか  事務局にお尋ねします。</p>
笠利 事務局	<p>(中村 室長)  従事日数は農地取得の要件で原則150日以上となっているのですが植えている作物によって必要な作業日数であれば150日以内でも構わないとなっています。</p>
1 番	<p>(濱手 委員)  色々、日数の話しになっていきますけど、おっしゃるように農業は毎日必ず行かなきゃならない作物と、それがタンカンのように毎日行かなくても、行って様子見るだけでもできると言うことで日数にこだわらない必要があるのではと思います。</p>

事務局	<p>(池 局長)          ○○司法書士事務所へ書類等の確認をして指導したいと思いますのでご理解の程お願いします。</p>
3 番	<p>(日高 委員)          先程、No.7の調査報告で農地の交換というお話しがありましたけど、交換は構わないですけど交換する農地はいつの申請なのでしょうか</p>
4 番	<p>(榮 委員)          これについては、もう片方も申請するんだろうなと思っているのですがこれは登記がまわるのか関係があると思いますが、それは事務局で確認をしてほしいです。          契約内容自体書類上大丈夫なのか、すぐ相手側に電話で連絡して確認したところでは。</p>
事務局	<p>(池 局長)          私も何も聞いておりません。          榮委員が調査をしているときに交換となっています。          しかしながら、今回は贈与と言う審査であります。交換については事務局から連絡をしたいと思います。</p>
3 番	<p>(日高 委員)          この場合、両方申請があったとしても書き方としては贈与でよろしいのでしょうか、交換な場合贈与でもよろしいのでしょうか表現として。</p>
事務局	<p>(池 局長)          以前、笠利で2件ありました。その場合は交換となっています。</p>
7 番	<p>(里 委員)          No.7の農地面積が6,820㎡タンカンで営農計画書では売り上げがないということは植え付けて間もないということですか</p>
4 番	<p>(榮 委員)          これについては植え付けております。家族経営という感じでしており幼木が多いです。</p>
7 番	<p>(里 委員)          わかりました。</p>

議長

(岸田 会長)  
他に質疑はありませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請, No.6～No.10  
について」、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第4 》

「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請No.5～No.8について」議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第15号、5条の許可申請について

65ページをお開き下さい。

今月の5条申請は5件で全て売買の申請でございます。

66ページをお開き下さい。

No.5の申請内容といたしましては奄美市笠利町大字喜瀬の1筆の農地の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は460㎡で売買による申請となります。

農地取得後は、別荘とバーベキュー施設を建設する予定であります。

81ページをお開き下さい。

No.6の申請内容といたしましては奄美市笠利町大字用安の2筆の農地の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の2筆の農地の面積は1,015㎡で売買による申請となります。

農地取得後は、宿泊施設を建設する予定であります。

81ページをお開き下さい。

代替え地の件につきましては龍郷町の土地となっております。

この代替え地につきましては龍郷町農業委員会に問い合わせたところ、申請用地と同様な面積で海沿いの土地となって問題ないということであります。

また、土地につきましては令和5第7回の総会にて農振除外の許可がされております。

93ページをお開き下さい。

No.7の申請内容といたしましては奄美市名瀬和光町の1筆の農地の申請です。

農地区分は第3種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は161㎡で売買による申請となります。

申請内容といたしましては、一般住宅を建設する予定であります。

登記簿に抵当権がありますが、行政書士に問い合わせたところ譲受人は了承しているとのことでした。

102ページをお開き下さい。

No.8の申請内容といたしましては奄美市名瀬有屋町の1筆の農地の申請です。

農地区分は第3種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は165㎡で売買による申請となります。

申請内容といたしましては、一般住宅を建設する予定であります。

以上4件でございます。

議長

(岸田 会長)

それではNo.5から順次、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次調査報告お願いいたします。

笠利  
事務局

(竹山 主幹) 譲受人についての説明

農地法第5条の規定によるNo.5について、調査報告を致します。

3月18日月曜日、午後零時57分頃に受け人と電話でお話しを聞くことができました。

受け人は別荘の建設を行うことが目的の申請ということでした。

	<p>申請内容について確認しましたが記載内容に間違いのないものでした。 皆様のご審議をお願いします。</p> <p>1 番 (濱手 委員) 譲渡人についての説明 農地法第5条の規定による許可申請書No.5の譲渡人について調査報告を致します。 3月19日午後6時30分頃、譲渡人の自宅でお話しをお聞きしました。この書面については間違いのないものでした。この物件の話は不動産屋さんから話があったとの事でした。又、〇〇㎡は坪単価に換算しますと〇〇坪となり、坪単価は〇〇円となりますがと申したら間違いのないものでした。 以上、報告致します。 皆様方のご審議の程、宜しくをお願いします。</p> <p>5 番 (朝 委員) 土地についての説明 議案15号の農地法第5条の規定による許可申請について、No.5の土地についての調査報告をいたします。 土地につきましては3月18日午前9時30分頃、前田推進員、竹山主幹と3人で現地を確認しました。68ページをご覧ください。 申請地は耕作されておりませんが、きれいに草刈りがされていました。 申請地の西側は海浜地で堤防の上が道となっております。 北側は雑種地で、東、南側は田ですが、いずれも荒廃地となっております。 以上報告をいたします。 皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>笠利 事務局 (竹山 主幹) 譲受人についての説明 農地法第5条の規定によるNo.6について調査報告をいたします。 3月18日月曜日、午前10時58分頃に譲受人の会社の代表者にお電話でお話を聞くことができました。 当該地は去年7月の当委員会において農振除外の認定を行っている土地であります。譲受人は宿泊施設の建設を行うことが目的の申請ということです。 申請内容について確認しましたが記載内容に間違いのないものでした。 皆様のご審議をお願いします。</p> <p>1 2 番 (山田 委員) 譲渡人についての説明 議案15号、81ページ、農地法第5条の規定によるNo.6についての調査報告を致します。 譲渡人へ3月16日午前11時15分頃電話にて聞き取り確認いたしました。</p>
--	--

	<p>土地の所在、奄美市笠利町大字用安字大木下の土地2筆、面積〇〇㎡、地目は畑で農振除外地です。対価が〇〇円、記載通りで間違いありませんとのことでした。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
10番	<p>(土浜 委員) 土地についての説明 農地法第5条の規定によるNo.6の土地について調査報告をいたします。 3月18日、午前9時40分事務局の竹山主幹、前田推進員と一緒に現地確認をしてきました。資料の84, 85ページをご覧ください。 申請地は用安集落の外れにあり現在は牧草が刈り取られていた後が残されている状態でした。 周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。 ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
12番	<p>(山田 委員) 譲受人についての説明 農地法第5条の規定によるNo.7について調査報告をいたします。 譲受人のご主人と3月16日午後零時にて聞き取り確認いたしました。 土地の所在、奄美市名瀬和光町、面積〇〇㎡、目的は一般住宅建設であります。 現在、マンションに住まわれていて、不動産屋さんの仲介で購入に至ったようです。 土地の対価が〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円記載通りで間違いありませんとのことでした。 資金調達も問題ありません。 又、付近は住宅地でもあり転用行為の確実性等は問題ないと考えます。 96ページに案内図、98ページに建築設計図99ページ、100ページに被害防除計画書、被害防除に関する誓約書も添付されています。 問題ないかと思えます。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>(勝 次長) 譲渡人についての説明 農地法5条に係る調査報告をいたします。 93ページNo.7の譲渡人が埼玉県にお住まいですので3月20日午後4時頃、電話にて申請内容の確認をいたしました。 譲渡人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いのないと事を確認いたしました。 委員のみなさのご審議をよろしくお願ひいたします。 以上でございます。</p>
1番	<p>(濱手 委員) 土地についての説明 農地法第5条の規定によるNo.7の土地について調査報告をいたします。</p>

1 番	<p>3月17日午後2時頃、現地を確認いたしました。 この場所は道路沿いにあり道路沿いの他は3方とも住宅に囲まれていました。この土地は草刈り等はいらないほどの短い草が生えており、いつでも着工できる様な感じでした。 以上、報告いたします。 皆様方のご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>(濱手 委員) 譲受人についての説明 農地法第5条の規定による許可申請書No.8の譲受人について調査報告を致します。 3月18日午後6時30分頃、譲受人と直接面接してお話しを聞くことができました。車で和光町を回って住所を探しましたが、なかなか見つからず電話で話しをして道路まで出てきてもらい面接が出来ました。 3才ぐらいの女の子と1才ぐらいの子を抱いて散歩の状態で合いましたので本人の家の近くで書面を見ながら話しをしました。 この書面については間違いのないとの事でした。 この書面上で計算しますと坪単価〇〇円になりますかといいますが、それで間違いのないとの事でした。 資金の調達は〇〇銀行との事でした。又、建築開始は、この許可が下りましたら今年の7月から8月には着工できるとのことです。 以上、報告致します。 皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(勝 次長) 譲渡人についての説明 農地法5条に係る調査報告を致します。 102ページ、No.8の譲渡人が鹿児島島にお住まいですので3月20日午後4時頃、電話にて申請内容の確認をいたしました。 譲渡人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いのないとの事を確認いたしました。 委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 以上でございます。</p>
1 3 番	<p>(田中 委員) 土地についての説明 農地法第5条の規定による許可申請書No.8の土地について調査報告を致します。 3月19日午前8時30分現地を確認しました。106ページをご覧ください。場所は有屋町の住宅地内で周りは住宅に囲まれております。地図内では周りに少し農地があるように表示されていますが、現在はほぼすべての土地が住宅に変わっています。 現在、少し雑草が生えている状況で、事前着工はありません。 生産性の低い畑であり、農業には向いてない土地と判断いたします。 以上、報告いたします。</p>



議長	<p>(岸田 会長)          それではNo.5 から順次、質疑に入ります。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
11番	<p>(栄 委員)          No.6 についてここは色々と問題になった場所だったと思うのですが、農振は、さっき何ておっしゃっていましたが農振は除外されているんですよね。</p>
笠利 事務局	<p>(竹山 主幹)          昨年の7月に総会で協議されて承認は出ています。          県の許可が出たのは最近ということで今回の申請にいたりしました。</p>
議長	<p>(岸田 会長)          他に質疑はありませんか</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。          お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成であります。</p> <p>よって、「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請、No.5～No.8について」、審議の結果これを承認することに決定いたしました。</p> <p>《日程第5》          「議案第16号 非農地の認定についてNo.9～No.10」を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(池 局長)          議案第16号 非農地証明願いについて          113ページをお開き下さい。          今回の申請は2件で内訳は名瀬地区が2件の申請です。</p> <p>114ページをお開き下さい。</p>
事務局	

	<p>No.9 につきましては奄美市名瀬大字大熊の2筆で838㎡の申請であります。</p> <p>117ページの案内図から大熊集落の山裾が申請地となっております。</p> <p>119ページをお開き下さい。</p> <p>No.10 につきましては奄美市名瀬大字西仲勝の2筆と伊津部勝の2筆、朝戸の1筆で合計6,222㎡の申請であります。</p> <p>それぞれの案内図から、ほとんどが山裾や山の中が申請農地であります。</p> <p>以上2件でございます。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>それぞれNo.9 から担当調査委員から報告をお願いします。</p>
13番	<p>(田中 委員) 願出人についての説明</p> <p>議案16号、非農地申請No.9の願出人について調査報告いたします。</p> <p>3月17日午後7時40分電話で話しを聞くことが出来ました。</p> <p>土地の所在等、書類の記載内容に間違いのないことでした。</p> <p>以上、報告致します。</p>
1番	<p>(濱手 委員) 土地についての説明</p> <p>非農地証明願No.9 についての調査報告を行います。</p> <p>3月20日午後2時頃現地を確認致しました。</p> <p>願出人が都合で立ち会えませんでしたので従弟さんが現場まで行き立ち会ってくれました。ここは大熊の都市計画で宅地を広げるため山裾を削ったので相当な土留めがあり、この畑へ行く農道は勾配がきつく農道は水にえぐられて歩けない状態でしたので案内役の従兄さんは途中で境界線まで行くのを諦めました。</p> <p>大きな木と竹藪があるので、そこが境界という事で、1人でそれを確認に行きました。</p> <p>その境界から下を見ると雑木などが伸びており畑に戻すのは相当な労力と機械が必要と感じました。この地形、農道の状態から非農地と認めるということが相当と思いました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>皆様のご審議の程よろしくお願い致します。</p>
3番	<p>(日高 委員) 願出人についての説明</p> <p>3月19日午前10時、岸田会長、高山推進員同行のもと願出人のご自宅にて本人と本人の娘さんに聞き取り調査をしました。</p>

申請内容、所在地、現状を聞き取り相違がないことを確認しました。  
今後も農地としての予定はないとのことです。

3 番

(日高 委員) 土地についての説明

同日、3月19日午前10時15分頃、岸田会長、高山推進員同行のもと各筆を調査しました。

西仲勝字神ノ原は西仲勝の山中で現地までの道も途中で途絶えている場所で当該地の明確な所在はわからなく周辺全体が原野でした。

西仲勝字池畑原については農業振興地域であるが狭小地で市道に一辺が接していました。大木が生い茂り、隣は土木関係の事務所があり車の出入りが激しい場所です。再生させても生産性の低い農地です。

朝戸字尾崎原については奄美市農業研究センター裏の何処かでありませす。現地確認は不可能な山林であります。

伊津部勝字城田の2筆については伊津部勝集落奥の山中で昔、願出人が牛や山羊を飼っていたとのことでしたが現在は壊れた小屋が残るのみで原野化していました。農地としての再生は厳しいと感じました。

以上、報告します。

皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.9～No.10の質疑に入ります。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第16号 非農地の認定についてNo.9～No.10について」は、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

#### 《 日程第6 》

「議案第17号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について」と

「議案第18号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題といたします。

この議案に関しましては1番 濱手委員 の案件がありますので退出の程、お願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第17号農用地利用集積計画(合意解約)の決定について  
議案第18号農用地利用集積計画の決定について

129ページの総括表、130ページの終期管理表をお開き下さい。  
議案17号合意解約につきましては名瀬地区が4件6筆で5,558㎡、  
住用地区が1件1筆で1,194㎡合計6,752㎡となっています。

解約の理由につきまして説明報告いたします。

住用地区につきましては兄弟間で農地の貸し借りを行っていました  
が、今回農地法3条申請にて解約したとのこと。

名瀬地区につきましては規模の縮小により解約を行ったところ  
です。また、解約した農地につきましては新たに利用権を設定  
することとなっております。

135ページの総括表136ページの終期管理表をお開き下さい  
議案18号利用権につきましては名瀬地区の4件で5,405㎡、  
を利用権設定するものです。

以上、議案17号、18号の説明でございます。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の  
各要件を満たしていることを報告いたします

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はござい  
ませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結  
いたします。お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手  
をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第17号～18号について」承認することに  
決定し、その旨を市長に通知いたします。

1 番 濱手委員の入室をお願いいたします。

《 日程第 7 》

「議案第 19 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について」議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

（池 局長）

事務局

議案 19 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

140 ページの総括表をお開き下さい。

議案 19 号の農地中間管理機構による利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が 1 件 1 筆で面積は 1,024 m<sup>2</sup>でございます。

また、笠利地区につきましては 1 件 4 筆で面積は 2,198 m<sup>2</sup>でございます。

作物名など、その他につきましてはお目通しください。

以上であります。

（岸田 会長）

議長

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第 19 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について」は、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

事務局

(池 局長)

< 協議会 >

1. 協議事項

① 奄美市農業委員会による盛土の規制について

・住用地区（山間集落）松原輝和さんへの意見

・笠利地区（和野集落）リアルトラスト 再田さんへの意見

② 市有地農地の件について

2. 連絡事項

① 4月の臨時総会の日程について

② 事前協議の日程 4月12日 金曜日 9:30～ 3F会議室

③ 総会の日程 4月25日 木曜日 9:30～ 5F会議室

議長

(岸田 会長)

それでは、正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和6年3月22日

奄美市農業委員会  
会長 岸田 国広

署名委員 栄 和 正  
署名委員 山田 正修  
作成者 池 秀 平